

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 2 3 日

都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部局
各 都道府県 民生主管部（局）
全国社会福祉協議会

御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

総合支援資金の特例貸付における自立相談支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日社援発0311第8号社会・援護局長通知）により行われているところです。

総合支援資金においては、原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることを要件としているところですが、今回の特例貸付においては、特に緊急小口資金から総合支援資金への移行を円滑に進めるため、自立相談支援事業の関わりや受付方法を大幅に変更して実施するものであり、本則とは異なる貸付対応となっていることにご理解いただくとともに、その取扱いについては、別添の問答により整理しているところですので、各自立相談支援機関等においてご承知おきいただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

また、これに伴い、当室で作成しているリーフレットから、自立相談支援事業等による支援にかかる記載を削除しますので、各社会福祉協議会等においては、周知に際し、リーフレットへの反映をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、都道府県社会福祉協議会及び管内市町村に周知いただくよう、よろしく申し上げます。また、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしく申し上げます。

(参考)

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答（抜粋）

問14 総合支援資金の貸付においては、原則として、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等による支援を受けることを要件としているが、今回の特例措置ではどのような取扱いになるのか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえると、生活に困窮されている方の資金需要に的確に答えて、切れ目ない支援を実現するため、早急に総合支援資金の貸付金が手元に届くように対応する必要がある。
- このため、貸付申請が増加している現状にかんがみ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要として貸付に向けた手続きを進めていただきたい。
- また、実施する場合にも、自立相談支援機関による支援を貸付決定段階では必須とせず、貸付決定後に支援を受けることにより対応する等取扱いに留意していただきたい。
- なお、貸付期間が、原則としている3月を超える場合には、少なくとも、生活状況や収入状況の改善の見込み等を電話、書面(郵送)、メール等により、本人から報告を受け、助言を行うなど、自立のための必要な支援を行っていただきたい。

問24 緊急小口資金の貸付を受けた者について、引き続き生活に困窮して、総合支援資金の貸付を要している場合の対応如何。

(答)

- お尋ねのケースについては、生活に困窮されている方の資金需要に的確に答えて、切れ目ない支援を実現するため、早急に総合支援資金の貸付金が手元に届くように対応する必要がある。
- 総合支援資金については、緊急小口資金と同様、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態や失業状態でなくても、貸付の対象となることを前提としながら、申請者の負担軽減の観点から、申込書等のホームページへの掲載や郵送による送付により、窓口へ来所を求めず、郵送による申請する方法を原則としていただきたい。
- この事務については、次のように簡素化・迅速化を図り、必要な額を早期に貸し付けることを最優先に対応していただきたい。

- ① 緊急小口資金の貸付を受けていることについて、貸付決定通知書等の写しの添付により確認を行うことで、健康保険証等のご本人確認のための書類や、住民票等の世帯の状況を確認するための書類等、緊急小口資金の申込時に提出を求めている書類は、提出不要とすること（市町村社会福祉協議会）
 - ② 他の公的給付を含む収入の状況については、申請者の負担軽減の観点から、改めて給与明細等を求めることや、離職票や廃業届の添付は求めず、申立書（参考1-2）を活用して手続きの簡素化を図ること。なお、収入について、例えば、総合支援資金の申請月が前月よりも上昇していても、緊急小口の申請の基準となった月と比べると減少していれば、収入減少を認めるなど個人の状況等を踏まえた対応を図ること。（市町村社会福祉協議会）
 - ③ 実印や印鑑登録証明書は基本的に求めることはしないこと（市町村社会福祉協議会）（問23参照）
 - ④ 借入申込書と同時に借用書を添えて提出することができることとする。（市町村社会福祉協議会）

なお、審査の結果、不決定となった場合には、借用書は申請者へ返還すること。（都道府県社会福祉協議会）
 - ⑤ 特例貸付においては、まず必要な貸付を行うことを進める観点から、貸付申請が増加している現状にかんがみ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要とする取扱いを示しており（問14と下記参照）、求職活動等の計画書（生活福祉資金（総合支援資金）運営要領第2-1-（2）エ）は提出不要とすること（市町村社会福祉協議会）
 - ⑥ 送金事務を前倒し、申込書の到着と同時に送金処理の準備を行い、合わせて貸付審査や貸付決定等の事務処理を並行して行う。（都道府県社会福祉協議会）
- また、緊急小口資金の貸付を受けた後、総合支援資金の貸付を受ける場合、据置期間であることを踏まえ、緊急小口資金の償還の有無を問わず、総合支援資金の貸付を行って差し支えない。
 - なお、総合支援資金は、これまでは、自立相談支援事業等による支援を受けることを要件としてきたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要とする取扱いをすることも差し支えないこととしている。また、実施する際も、自立相談支援機関による支援を貸付決定段階では必須とせず、貸付決定後に支援を受けることにより対応する等取扱いに留意していただくこととしている。
 - ただし、貸付期間が、原則としている3月を超える場合には、貸付金額が多額となることから、収入状況の改善見込等を電話等で確認し、償還能力等を勘案の上で延長の検討を行うとともに、支援においては、少なくとも、生活状況や収入状況の改善の見込み等を電話、書面（郵送）、メール等により、本人から報告を受け、助言を行うなど、自立のための必要な支援を行っていただきたい。